

山口県報

令和元年
5月10日
(金曜日)

目次

○公告

令和元年度登録販売者試験の実施(業務課).....



(三) 令和元年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和元年五月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和元年十月三十日(水曜日) 午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

- 山口市維新公園四丁目一番一号
- 維新百年記念公園
- 山口市阿知須五〇九番地の五〇
- 山口きらら博記念公園
- 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 山口県セミナーパーク

山口市神田町一番八〇号

パルトピアやまぐち

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市大手町二番一八号

山口県教育会館

三 受験願書の受付期間

令和元年七月二十二日(月曜日)から同年八月二日(金曜日)まで(郵送の場合、八月二日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一) 山口県健康福祉部業務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

(四) 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和元年十二月十三日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部業務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部業務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

令和元年5月10日印刷
令和元年5月10日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三―九三三―三〇二〇）にすること。